

「近畿中学校総合体育大会引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - (1) 当該校長が認めた20歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
 - (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - (4) この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。
- 2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。
 - (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専門部に様式1をもって報告する。
 - (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際は、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専門部に様式1をもって報告する。
- 3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- 4 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - (1) 引率上の留意点等
 - ① 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - ② 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - ③ 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - ④ 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - ⑤ 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - ⑥ 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
 - (2) 大会会場における留意点等
引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
 - ① 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - ② 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - ③ 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
 - ④ ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

平成29年度第6回理事会 改正（主旨文言）
令和4年度第5回理事会 改正
（3 外部指導者監督権）
令和4年度第6回理事会 改正
（名称・主旨・全項目文言修正）